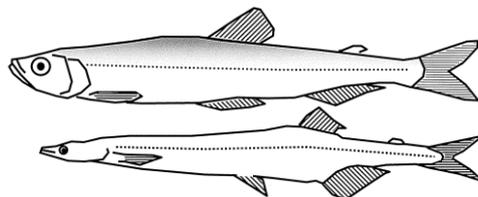


霞ヶ浦北浦地区の漁業関係者の皆様へ



採捕禁止期間のお知らせ

(ワカサギ、シラウオ)

採捕禁止期間（産卵親魚保護のための禁漁）について

ワカサギ 1月21日から2月 末日まで

(※5月1日から7月20日までは稚魚保護のため禁漁)

シラウオ 3月 1日から3月31日まで

- 上記期間中のワカサギ、シラウオの採捕は禁止されています。
- また、この期間中に採捕された漁獲物又はその製品を所持又は販売することも禁止されています。
- これらに違反すると10万円以下の罰金又は6ヶ月以下の懲役に処される場合があります。

(適正な漁獲物の取り扱いについて)

違法な漁獲物を出荷・販売することは、その行為者のみならず、霞ヶ浦北浦全体が産地として消費者及び市場関係者等からの信頼を損ねることにつながりますので、絶対にやめましょう。

霞ヶ浦漁業協同組合、きたうら広域漁業協同組合
麻生漁業協同組合、潮来漁業協同組合
霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合
茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所

問合せ先：霞ヶ浦北浦水産事務所
担当：漁業調整課 TEL 029-822-7269